

参考資料1-2

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要

1. サービスの向上

（国民年金法、厚生年金保険法関係）

1. 住所変更等の届出の省略 [平成23年4月施行]

○住民基本台帳ネットワークシステムから被保険者情報を取得することにより、被保険者等の氏名・住所の変更等の届出を原則廃止し、被保険者等の事務負担の軽減及び被保険者等記録の的確な管理を図る。

（住民基本台帳法関係）

2. 住民基本台帳ネットワークシステム情報の活用 [公布日施行]

○被保険者等の住所変更等の届出の原則廃止を可能とするとともに、34歳到達者のうち国民年金未加入者への適用勧奨を行うため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができる事務として、「国民年金法による被保険者に係る届出に関する事務」等を追加する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係）

3. 社会保険と労働保険との連携の推進 [平成20年4月施行]

○労働保険における年度更新（当該年度の概算保険料及び前年度の確定保険料の申告納付）の期限を、社会保険の標準報酬月額算定に関する届出の期限である7月10日に統一することにより、事業主による手続の簡素化等を図る。

II. 保険料の収納対策の強化等

(国民年金法関係)

1. 保険料を納めやすい環境の整備・手続の簡素化等

①クレジットカードによる保険料納付

[平成 19 年 3 月 31 日までの日で政令で定める日]

- 国民年金保険料の納付方法として、口座振替、コンビニ、インターネット納付等に加え、クレジットカードによる納付を可能とする。

②任意加入被保険者の保険料納付方法として口座振替を原則化

[平成 19 年 4 月施行]

- 国民年金の任意加入被保険者（60 歳以上 65 歳未満の者等）について、口座振替による保険料納付を原則とすることにより、納め忘れを防止し、年金受給権の確保を確実にする。

③保険料免除等の手続の簡素化

- 国民年金保険料の免除の対象者である生活保護受給者や学生等について免除手続を確実にし、また重点的に申請の勧奨ができるよう、福祉事務所や医療保険者等に対し、情報の提供を求めることができることとする。〔公布日施行〕
- 大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができることとする。〔平成 19 年 4 月施行〕

2. 社会保険制度内での連携による保険料納付の促進

(国民健康保険法、国民年金法関係)

①国民健康保険（市町村）との連携 [平成19年4月施行]

○市町村の判断により、国民年金保険料の未納者に対して、国民健康保険被保険者証に通常より短期の有効期間を定めることができることとし、未納者との接触の機会を設けることにより、保険料免除や納付の促進ができるようにする。

○上記の短期の被保険者証の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、当該市町村がその申出により、納付受託機関となることができることとする。

(健康保険法、介護保険法、社会保険労務士法関係)

②社会保険制度内の連携

○社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護保険事業者・介護保険施設及び社会保険労務士）による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととする。
[平成20年4月施行]

○併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。[平成19年4月施行]

(国民年金法関係)

3. 事業主との連携による保険料納付の促進 [公布日施行]

○従業員の国民年金に関する適切な手続の実施や保険料の納付を促進し、年金受給権の確保に資するため、事業主に対し、事業所における周知や保険料の納付の勧奨等に関して、必要な協力を求めることができることとする。

(厚生年金保険法関係)

4. 滞納処分のための資料の提供要求 [平成18年10月施行]

○厚生年金の滞納事業所に対する滞納処分の的確な実施を図るために、官公署に

対し、資料の提供を求めることができることとする。

Ⅲ. 国民年金事業等の公正・透明・効率的な運営の確保

(国民年金法関係)

1. 事務費国庫負担の見直し〔平成19年4月施行〕

○平成10年度より特例措置として保険料財源が充当されている年金事務費について、受益と負担の明確化等の観点から、保険料を充当できることを恒久措置として定める。

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

2. 福祉施設規定の見直し〔平成19年4月施行〕

○年金福祉施設の設置等の根拠であった、被保険者等の福祉を増進するために「必要な施設をすることができる」旨の規定を廃止するとともに、新たに「年金相談、年金教育・広報、情報提供等の国民年金事業・厚生年金保険事業の円滑な実施等を図るための事業を行うことができる」旨の規定を設ける。

3. その他の事項

(国民年金法関係)

①被保険者資格に関する情報の取得〔公布日施行〕

○国民年金被保険者の適用勧奨を効率的に実施するため、市町村等の官公署に対し、被保険者の資格確認等に必要な資料の提供を求めることができることとする。

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

②基礎年金番号の法定化〔平成20年10月施行〕

○ねんきん事業機構の業務と他の社会保険に関する業務の連携を図るため、基礎年金番号を年金原簿の記載事項として法定化するとともに、基礎年金番号を適正に活用するための利用制限等の措置を講じる。

IV. その他の法律の一部改正及び検討規定

- 国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に関し、事務費負担の見直しに関する改正を行うほか、厚生保険特別会計法、船員保険特別会計法、国民年金特別会計法等に関し、上記の改正に伴う所要の改正を行う。

- 政府は、施行後5年を目途として、この法律による改正後の国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。